

# 貸金業法が大きく変わります!

近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が、深刻な社会問題（「多重債務問題」）となったことから、借りすぎ・貸しすぎを防ぐため、6月18日に改正貸金業法が完全施行されました。

おもなポイントは次の3つです。



## ①総量規制（借りすぎ・貸しすぎの防止）

- 借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入ができなくなります。  
※ただし、貸金業者からの借入に限られます。すでに借りている分については、契約のとおり返済すれば問題ありません。
- 借入の際に、「年収を証明する書類」が基本的に必要になります。



次のいずれかに当てはまれば、「年収を証明する書類」が必要になります。

- (1) ある貸金業者から50万円を超えて借りる場合
  - (2) 他の貸金業者から借りている分も合わせて、合計100万円を超えて借りる場合
- なお、専業主婦（主夫）の方は、配偶者の年収を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書、給与明細など）や、配偶者の同意書などの提出が必要です。

## ②上限金利の引き下げ

これまで利息制限法の上限金利(年15~20%)と、出資法(年29.2%)の間の利率での貸付は「グレーゾーン金利」と呼ばれ、一定の要件を満たせば有効になっていました。

今回の改正でグレーゾーン金利が撤廃され、上限金利は借入金額に応じて年15~20%になりました。

## ③貸金業者に対する規制も厳しく

法令遵守の助言・指導を行う国家資格（貸金業務取扱主任者）を持つ人を営業所に置くことが必要になりました。

改正法では収入による借入れの制限（総量規制）などが定められたため、新たな借金ができない人が増える恐れがあります。しかし、お金に困ってもヤミ金融には手を出さないようにしましょう。

<改正貸金業法のくわしい内容について>

財務省千葉財務事務所 理財課  
電話：043-251-7214

<困ったときの相談窓口>

財務省千葉財務事務所 電話：043-251-7830  
千葉県県民生活課 電話：043-223-2795

消費生活に関するトラブルに巻き込まれたり、悩みを抱えてしまったら、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後4時30分

●成田市消費生活センター（市役所2階） ☎23-1161●

# 消費生活

No. 93

平成22年 6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◎ 成田市消費生活センターにおける平成21年度の相談概要
- ◎ 貸金業法が大きく変わります!



13名の消費生活モニターで活動します



市長より委嘱状が交付されました

## 平成22年度消費生活モニターを委嘱しました

4月27日(火)に平成22年度消費生活モニターの委嘱状交付式を行いました。今年度は13名の方が1年間消費者の代表として、また消費者と行政との間のパイプ役として活動します。

これまでに4・5月のモニター会議のほか、6月7日(月)開催の「消費者フォーラムin千葉」(千葉県主催)に参加し学習しています。そこで得た知識や情報をもとに市民の皆さまへの啓発も行っていきます。



モニター会議では悪質商法について学びました

### ◆モニター委嘱者◆ (50音順・敬称略)

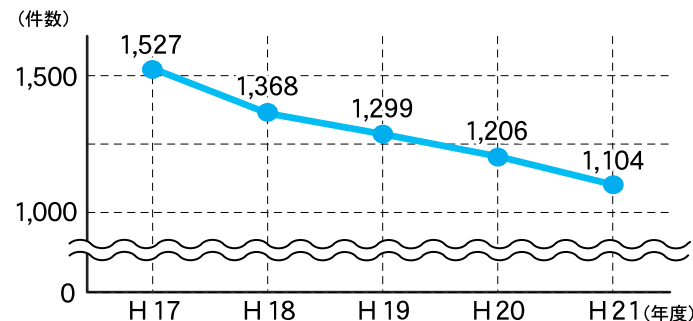
飯野めぐみ (公津の杜)	高松 裕美 (玉 造)
石井アヌーシャ (吾 妻)	瀧澤 政代 (宗 吾)
岩井 宣章 (吾 妻)	田中 昌子 (中 台)
太田 孝則 (本 城)	長坂あい子 (滑 川)
栗山 卓士 (橋 賀 台)	西村 侑 (郷 部)
島津智恵子 (成 井)	星野慎太郎 (中 台)
杉山 恵 (橋 賀 台)	

# 成田市消費生活センターにおける平成21年度の相談概要

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指して、昨年9月に消費者庁が設立されました。成田市では、消費生活相談の受付時間の延長や庁内の連携強化、出前講座、広報冊子の配布などを通して消費者被害の早期発見や未然防止に努めています。

平成21年度に消費生活センターに寄せられた相談は1,104件で、昨年度より102件(8.5%)減少しました。これは、「架空請求はがき」や「有料サイトの不当請求」に関する相談の件数が減少したことによるものと思われます。

受け付けた相談の内容を見ると、「有料サイトの不当請求」に関する相談が昨年度も最多で、手口の多様化や巧妙化が進んでいることがわかります。



## ◆商品・役務(サービス)相談上位10分類◆

(順位)	(おもな商品・役務)	0	50	100	150	200	230 (最多年齢層)
1	有料サイト、ワンクリック詐欺 [他の運輸・通信サービス]	223					20歳代
2	多重債務・ヤミ金融 [融資サービス]	176					40歳代
3	学習用や資格取得用の教材、新聞 [教養娯楽品]	78					30歳代
4	振り込め詐欺、個人間の借金 [他の相談]	77					40歳代
5	賃貸アパート [レンタル・リース・賃借]	58					30歳代
6	新築住宅・住宅リフォーム [工事・建築・加工]	46					30歳代
7	架空請求はがき [商品一般]	44					70歳代
8	各種教室、パチンコ攻略法、海外宝くじ [教養娯楽サービス]	43					20歳代
9	家電製品、布団、家具 [住居品]	42					50歳代
10	エステティック、医療 [保健福祉サービス]	41					60歳代

※[ ]内は(独)国民生活センターの「相談分類表」による相談内容の種類

# 架空請求・不当請求のおもな事例

## 架空請求

利用した覚えの無い料金を請求するはがきや電話を受けた。



## 不当請求(ポイント料をめぐるトラブル)

携帯電話から懸賞に応募しただけで出会い系サイトに登録され、メールが大量に届いた。メール交換するには有料のポイントが必要だが、登録時に無料ポイントももらったので、興味本位で「1,000万円あげる」と言う相手とメール交換を始めた。

その後、無料分を使い切ると、ポイントを買わなければならない、さらにメール相手から「ポイント料を立て替えて」と言われたので、コンビニエンスストアから何度もお金を振り込んだ。

しかし、相手からお金を受け取る場所が決まらないうちに、連絡も取れなくなった。

## 不当請求(ワンクリック詐欺)

携帯電話やパソコンのメールや無料サイトを利用中、画面上をクリックしただけで登録料などを請求された。



## 対処方法

架空請求や不当請求を受けたときには、安易に連絡をしてはいけません。個人情報を知られたり、不安をあおられてお金を支払う約束をしたりなど、新たな被害に巻き込まれる場合があります。

また、無料ポイントで登録できる出会い系サイト・懸賞・占いサイトなどでは、相手のメールを信用したばかりに自分が高額な料金を払った、との相談が増えています。先に払ってしまうと被害の回復はできない場合がありますので、「あまい話」には注意しましょう。

## 高齢者(70歳以上)の消費者トラブルが増加しています

20年度には96件であった相談件数が、21年度には113件に増加しました。高齢者については家族や地域で見守り体制を整えて、被害の早期発見と未然防止につなげていきましょう。

### 特に注意が必要な商品

- 電話勧誘による「未公開株」などの金融商品
- 訪問販売による「住宅リフォーム」や「健康関連商品」

